

「崎津教会」「大江教会」取材・撮影許可確約書

〈教会堂内の取材・撮影について〉

- ①教会堂内における撮影は禁止とする。ただし、崎津教会及び大江教会にて実施される結婚式・葬儀等の関係者が撮影する場合はこの限りでない。
- ②崎津教会堂内の写真を掲載・使用する場合には、崎津教会が撮影・管理しているものに限って使用を認めるものとする。その場合は、必ず「提供：崎津教会、撮影：小林健浩」に加え、「教会堂内の撮影はできません」というテロップも入れること。

〈取材・撮影時の遵守事項〉

- ①取材・撮影をするときは、**10日前まで**に申請書を（一社）天草宝島観光協会に提出し、崎津教会・大江教会司祭の許可を受けること。なお、申請の際には、企画書等（書式自由）を添付すること。
- ②取材・撮影当日は許可書を携帯し、自社腕章を着用すること。
- ③教会堂内へ立ち入ったの取材・撮影は行わないこと。
- ④司祭、信者及び来訪者の妨げにならないよう注意し、肖像権を侵さないこと。
- ⑤当該教会の司祭や信者の指示があった場合は、これに従うこと。
- ⑥撮影した写真や動画に合成等の著しい加工を施さないこと。

〈ドローンによる撮影時の遵守事項〉

- ①民家・教会の上及びイベントや祭りなど人が密集している場所では、飛行させない。
- ②崎津集落内でドローンを飛行できる区域は別添、「崎津集落内におけるドローンによる撮影飛行許可区域」のみとする。
- ③交通機関等に影響を及ぼす恐れがある場所では飛行させない。
- ④夜間に飛行させない。
- ⑤携帯電話基地局の近くでは飛行させない。
- ⑥高圧電線の上空を横切って飛行させない。
- ⑦操縦者以外に安全要員を置いて使用し、目視可能な範囲で運用する。
- ⑧学校や公園・公民館などの公共施設内で飛行させる場合、施設管理者の許可を取った後施設利用者の安全確保に努め飛行させる。
- ⑨ドローンの落下による事故、破損等が起きた場合、速やかに警察や消防などの関係機関へ連絡し、事故対応を行う。
- ⑩ドローン撮影に際しては、地元警察署、地元区長、天草市（崎津教会の場合：河浦支所、大江教会の場合：天草支所）崎津集落ガイダンスセンター等へ10日前までには連絡をすること。
- ⑪国土交通省が示している「無人航空機（ドローン・ラジコン機等）の飛行ルール」に従うこと。

上記の事項を遵守します。なお、問題が発生した場合は、申請者がすべての責任を負うことを、約束いたします。

平成 年 月 日

（会社名）

（申請代表者氏名）

印